

番号	事件名	事件の概要	進行状況等
2	懲戒処分取消請求事件（福島地裁昭和36年行第9号）	<p>昭和34年7月29日県立会津工業高等学校において県教育委員会主催の中学校の技術家庭研究協議会が開催された際、当時県教組両沼支部書記長白岩正吉外約30名が会場に侵入し妨害した。…(イ)</p> <p>昭和34年8月13日から15日までの3日間、上記白岩正吉外7名が8月14日から16日まで開催された県教育委員会主催の昭和34年度小学校教育課程研究協議会について話し合いを求め、そのまま數度にわたる退去要請にかかわらず、県教委両沼出張所会議室にすわりこみ、同出張所の正常な運営を阻害した。……………(ロ)</p> <p>昭和34年10月6日から9日までの間、飯坂町で開催された東北・北海道地区中学校教育課程研究協議会を阻止するため、県教組の指令のもとに県下教職員（他労組、他県教組のものを含む）約300余名が動員され妨害行動に参加した。また一部教職員はこの妨害行動に参加するため上司の許可なく無断で職場を離脱した。…(ハ)</p> <p>昭和34年9月8日、同11月27日、同12月10日の3回にわたり、勤務評定反対のための措置要求と称し、県下において多数の教職員が職場を離脱し、そのため多くの学校において正常な運営が阻害された。……………(ニ)</p> <p>上述(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の四つの行為は全体の奉仕たる教育公務員としての服務に違反するものであるとして、昭和34年12月末当時県教組両沼支部書記長白岩正吉外52名に対し懲戒処分を行なったが、白岩正吉外52名はこれを不服として昭和36年12月25日福島地方裁判所に訴の提起をなしたものである。</p>	争点整理のための20数回の準備手続及び県教育委員会側の証人調が終了した段階である。昭和44年5月から原告側申請の証人調が行なわれるが、事件の内容が四つにわかれ原告数、申請証人数を併せ約200人に及ぶため、今後判決までは相当の年月を要する見込である。
3	懲戒処分無効確認等請求事件（福島地裁昭和37年行第6号）	昭和36年10月26日全国中学校一せい学力調査に際して大沼会津高田町立高田中学校において、一部白紙答案提出という不祥事が発生し、学力調査に強力に反対し白紙答案提出に影響を与えたと考えられる当時の高田中学校教諭小川昭二外7名に対し、教育公務員としての服務義務に違反するものとして懲戒処分を行なつたが、小川昭二外7名は、これを不服として昭和37年7月19日福島地方裁判所に懲戒処分無効確認の訴を提起したものである。	争点整理のため約20回の準備手続、事実認定のための県教育委員会側、原告側の証人調がすべて終了し、昭和44年度当初に判決言渡がある予定である。
4	時間外勤務手当等請求事件（福島地裁昭和43年行ウ第3号～第22号うち第5号、第16号を除く）	<p>過去2年間における職員会議、修学旅行、クラブ活動の指導、臨海学校等について、正規の勤務時間を超えて勤務したと主張して福島市公立学校教員阿部寛志外28名が福島市外17市町村を相手としてその時間数に応じた時間外勤務手当の支払を求めて昭和43年5月16日及び17日の両日に福島地方裁判所に訴を提起したものである。</p> <p>※請求金額 計 270,043円</p>	<p>1 県教育委員会は直接の当事者ではないが、実際には県教育庁職員が各市町村の事務吏員に併任され、訴訟業務を行なっている関係から、県教育委員会が当事者の役割りを果している。</p> <p>2 現在まで被告側から事実に対する認否及び職員会議、修学旅行等が時間外勤務手当の対象にならない旨の準備書面を提出し、今後も若干の準備書面の提出のうち、昭和44年度後半頃より証人調に入る予定である。</p>
5	懲戒処分取消請求事件（福島地裁昭和43年行ウ第25号）	昭和42年1月の衆議院議員選挙に際し、戸別訪問を行なったとして公職選挙法違反に問われ、昭和42年5月4日三春簡易裁判所から罰金1万円、公民権停止3年間の言渡を受けた田村郡三春町立沢石小学校教諭佐久間フミ子に対し、県教育委員会は教員の服務義務に違反したとして懲戒処分（戒告）を行なったところ、その取消を求めて昭和43年8月5日福島地方裁判所に訴を提起したものである。	今まで当事者双方の求釈明、準備書面の提出、福島地方検察庁郡山支部からの事件記録の送付等あり、昭和44年度から証人調に入る予定。
6	転任処分取消請求控訴事件（仙台高裁昭和41年行コ第1号）	昭和39年度末教職員人事に際し、元河沼郡会津坂下町立八幡小学校教諭白川角美は58才だったので人事方針等に基づく退職勧奨を行なったが、当人の同意がえられなかつたので新たなる人事計画に基づいて田村郡小野町立夏井第一小学校に転任を命じたところ、この転任処分は退職勧奨に応じないための報復人事であるとし、昭和40年4月20日福島地方裁判所に訴を提起し、一審で敗訴したため、昭和41年4月12日付で仙台高等裁判所に控訴したものである。	<p>1 第一审判決昭和41年4月12日「請求棄却」。</p> <p>2 証人調も終了し、昭和43年度中に判決言渡のある予定であったが、裁判長の和解あっせんもあり、4回話し合いが行なわれたが不成立となり、昭和44年5月19日弁論を再開するとともに結審し、その後判決言渡のある予定。</p>
7	転任処分取消請求控訴事件（仙台高裁昭和41年行コ第2号）	昭和39年度末教職員人事に際し、元大沼郡三島町立宮下小学校教諭田巻千代作は58.8才だったので、人事方針等に基づく退職勧奨を行なったが、当人の同意がえられなかつたので新たなる人事計画に基づいて伊達郡月館町立小手小学校に転任を命じたところ、この転任処分は退職勧奨に応じないための報復人事であるとし、昭和40年4月20日福島地方裁判所に訴を提起し、一審で敗訴したため、昭和41年4月12日付で仙台高等裁判所に控訴したものである。	6の転任処分取消請求事件に同じ。